

～建設事業主等に対する助成金～

4～5頁の特集の続き

このページの助成金の窓口はいずれも神奈川県労働局助成金センターへ

電話 045-270-7989



◆人材開発支援助成金

建設労働者技能実習コース

若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

助成額：雇用保険被保険者数に応じて7,600円/日～8,500円/日

◆トライアル雇用助成金

職業経験の不足などから就職に不安のある若者（35歳未満）や女性を対象として、試行雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース等）に上乗せ助成

助成額：一人当たり2.5万円/月～4万円/月

◆人材確保等支援助成金

若者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成助成率：経費助成45%～60%

Q & A：安全帯の二丁掛使用上の注意

Q：高所で二丁掛のフルハーネス安全帯を使用していますが、二丁掛をしていて落下すると危険と聞きましたが、どういうことでしょうか。

A：二丁掛けについては法的な義務はありませんが、梁などの移動時において、柱などを迂回する際に一旦安全帯をかけ替える必要があり、その瞬間において危険な状態にあるため、無フック状態を避けるためにも二丁掛けは有効な手段です。

しかしながら、ショックアブソーバーの構造は、ゴムのように緩やかに衝撃を吸収するのではなく、マジックテープのような構造で、一定の力が加わらないと働かないため、双方のフックを掛けている状態において、墜落等により双方のフックに荷重がかかった際に、衝撃が2本のランヤードに分散され、ショックアブソーバーが働かない状態が生じる恐れがあります。

2つのフックに対して、一つのショックアブソーバが付いているタイプではその恐れは軽減されますが、掛けたフック距離の関係等で同じように衝撃が分散されることが考えられます。

前述のように掛け替え時における危険に対する安全対策としては、二丁掛けを使うことは有効ですが、親綱に2つのフックを掛けた状態で梁の上を通行するようなことは避けた方が賢明と言えます。

事務局夏季休業のお知らせ

神奈川県労働局の事務局は8月14日（月）から18日（金）までお休みします。ご迷惑をおかけしますがよろしくお祈りします。

分会のお休みについては各分会の事務局にお問い合わせください。

支部行事予定

正副運営委員長・部会長会議

時：7月7日 16：00
所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議

時：7月21日 15：20
所：ロイヤルホールヨコハマ

神奈川県労働局との情報交換会

時：7月21日 16：00
所：ロイヤルホールヨコハマ

安全指導者研修（含木建）

時：8月31日 13：30
所：関内ホール小ホール

支部表彰選考委員会

時：9月14日 15：00
所：建設会館411会議室

第60回全国建設業労働災害防止大会

時：10月5日6日
所：広島

編集委員会

時：10月19日 14：00
所：建設会館411会議室

正副運営委員長・部会長会議

時：10月19日 15：00
所：建設会館411会議室

建災防神奈川支部ニュース

No.567 令和5年7,8月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaihoukanagawa.com/>

令和5年度安全衛生にかかる表彰おめでとうございます。

「安全衛生に係る優良事業場に対する厚生労働大臣」表彰

厚生労働大臣 優良賞（安全確保）

鹿島建設株式会社 横浜支店

川崎発電所新1号機棟新設他

「安全衛生に係る優良事業場に対する神奈川労働局長」表彰

神奈川労働局長 優良賞

鹿島建設株式会社 横浜支店 （仮称）鶴見研修センター新築工事

当該事業場は、RC造一部S造、W造、5階建ての研修施設を構築する新築工事現場である。

当該現場は、『働き方改革』（2024年以降の残業規制への備えとして、デジタル技術を活用し、業務効率化と生産性向上の各種取り組みを推進し、少人数施工の実現）、『労働災害防止』（機械化施工やカメラ、センサー技術の利用により、作業の見える化と危険作業のリスク低減）を重視し、5年後、10年後の建設現場や工事事務所がこうなってほしいを実現するため、デジタル化、機械化、遠隔化のための先進的な工法を複数採用し、生産性と安全性を向上し、全工期無災害を達成した。

株式会社竹中工務店 横浜アリーナ大規模改修工事

当該事業場は天井更新工事、鉄骨トラス補強工事、アリーナ内調音壁更新工事を行う建設現場である。

作業別毎に毎週一回、元請け及び協力会社と作業所内が一体となってリスクアセスメントを実施するとともに、作業開始前に周知会を開催して、関係作業業者が全員出席してリスク低減措置の内容の共有化を図っている。作業が終了した段階でリスクアセスメントの再評価を行い、掲示をして共有化、見える化を実施する等の努力を行い、令和4年1月12日から令和5年1月12日まで、複雑な形状の工事でありながら、全工期無災害を達成していることから、他の模範となる。

同 功績賞

横浜南分会 白井 崇雄

建設業労働災害防止協会 神奈川支部 常任理事 並びに横浜南分会 副分会長

建設業労働災害防止協会神奈川支部横浜南分会のパトロール部に属しており年10回のパトロールに参加するとともに、パトロールを通じて工事現場の指導を実施している。また、横浜南分会の副分会長として、9年間、安全大会や研修会等で会員へ行政側の要望を伝えるなど指導的な立場に立ち建設業の安全衛生水準の向上、発展に多大なる貢献をした。

同 安全衛生推進賞

横浜西分会 香川 隆二

建設業労働災害防止協会 神奈川支部 横浜西分会 元事務局長

平成20年から建災防神奈川支部横浜西分会役員として、その後、令和3年から、横浜西分会事務局長及び安全指導員として通算14年にわたり活動し、さらに横浜西地区に留まらず、神奈川県内における、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止事業にも従事しパトロール指導者として貢献して、建設業の安全衛生水準の向上、発展に多大なる貢献をした。

※表彰者の事績については一部抜粋しています。

令和5年度 神奈川県木建協総会を開催



6月29日午後3時から建設会館311会議室において神奈川県木造家屋建築工事労働災害防止協議会の総会が開催されました。



総会の冒頭において米田会長からは、昨年木造建築工事において死亡災害が発生していることについて防災防で施工する工事の完成

工事高と木建での工事高を比較して考えるとあり得ないことであることを強調し、「木建工事現場はどこの団体にも加入していない、アウトサイダーの人達がまだ多く、現場パトロールの指導においても難しい面が認められるので、各地区会におかれては、現場の指導はご苦労が多いかと思いますが、今後とも、墜落・転落災害の防止を重点とした、粘り強い丁寧なご指導をお願いします。」と結ばれました。

総会では来賓に神奈川労働局から畑野俊健康課長様、大須賀地方産業安全専門官様、黒田神奈川支部長が列席し、代表して畑野健康課長、黒田支部長からご挨拶をいただきました。



畑野健康課長からは県下の労働災害発生状況の説明を踏まえ、「木造建築工事業においては災害が発生すると重篤な災害になりや

令和5年度 運営委員会を開催



6月15日、建設会館講堂において、運営委員会を開催しました。

第58回となる神奈川県建設業労働災害防止大会については、11月7日（火）横浜市西公会堂で開催すること、その開催に関連する支部表彰選考委員会の日程（9月14日）運営委員・分会事務局長合同会議の日程（10

月31日）などが確認されました。



黒田支部長からは、今年になって死亡災害が増え、6月までに6件もの死亡災害が発生していることなどから、4月に神奈川労働基準部長名で死亡災害防止にかかる

緊急要請を受けていることについて、会議の冒頭において触れ、米田会長並びに黒田建設業労働災害防止協会神奈川支部長の連名により会員に向けて出された、労働災害防止の緊急的な取り組みの文書について、それらの内容について県内すべての現場に伝わるよう出席者に要請がされました。

審議されたのは①令和4年度の事業報告承認に関する件、②令和4年度決算報告承認に関する件、③令和5年度の事業計画（案）承認に関する件、④令和5年度収支予算（案）承認に関する件についてです。

これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛されていた木建独自のパトロールは令和4年度は合計80回行われ、現場数も391現場、延人数319人といずれも昨年と比較して倍増となっています。

令和4年度には木造建築工事において墜落転落で20代の方が亡くなっていますが、過去を振り返ってみても災害の大半は墜落転落によるものであることから、令和5年度についても墜落転落災害防止を重点に活動することとし、いずれも提案された原案どおり承認されました。

新型コロナによる行動制限がようやくなくなり、通常通りの大会運営が見込める情勢になってきたことから、これまで人数制限、参加者の把握など会場使用にかかる制限、あるいは時間短縮、検温・消毒などの実施について見直す必要があり、それぞれの項目について意見交換を行いました。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和5年5月末現在

年	署												合計
	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	
本年	24	10	22	23	15	38	25	25	14	22	9	28	255
前年	16	6	31	15	19	45	13	27	24	20	19	29	264
			(1)	(1)	(1)	(2)						(1)	(5)
					(1)								(1)

(注) 労働者死傷病報告による、()内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

神奈川労働局 令和5年6月27日現在

業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		本年 (令和5年)	前年同期 (令和4年)	前々年同期 (令和3年)	令和4年	令和3年	令和2年
製造業		2	(1)	4	2	8	5 (1)
建設業		6	(1)	12 (1)	9 (1)	21 (2)	14 (3)
交通運輸業							
陸上貨物運送事業		3	2	2	5 (1)	2	5 (2)
港湾荷役業							
商業			4 (1)	1 (1)	6 (2)	3 (2)	1 (1)
清掃・と畜業		2	3		4	1	6 (2)
その他		5	(2)	5 (1)	3 (2)	14 (5)	6 (1)
合計		18	(4)	24 (3)	29 (6)	49 (9)	37 (10)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆死亡災害の概要☆

神奈川労働局 令和5年6月27日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 8時頃	その他の建設工事業 ～9人 65～69歳	荷姿の物 飛来、落下	工場内の配管工事現場で、交換用ボルト・ナット約30kgを繊維製道具袋に詰め、ホイストでつり上げ中、約15mの高さで袋の持ち手紐が破断して袋が落下し、下の地面で次のつり荷を準備していた被災者の頭に当たった。(元請)
2	2月 16時頃	土木工事業 ～9人 60～64歳	掘削用機械 墜落、転落	河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個を吊って旋回中に、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。(1次下請)
3	3月 14時頃	建築工事業 100～299人 20～24歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	ビル新築工事現場で、基礎杭の杭頭の計測のため、杭頭までドラグ・ショベルで穴を掘り、その穴に下りて杭頭の上に残る土をスコップで払い落とし中、掘削面が土砂崩壊した。(元請)
4	3月 16時頃	建築工事業 30～49人 80～84歳	トラック 交通事故(道路)	ビル新築工事現場で、型枠材搬入を終えたトラックの運転者が降車中に、警備員が下り坂の輪止めを外したため無人で動き出し市道に出た。運転者は警備員2名とともに車の前で押し止め中に転倒し、前輪にひかれた。(2次下請)
5	3月 12時頃	土木工事業 10～29人 75～79歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	道路に埋設された下水管の交換工事現場で、古い下水管を撤去後の深さ1.3m、幅1.1m、長さ9mの掘削溝に下りてスコップで掘削中、掘削面が土砂崩壊した。(1次下請)
6	6月 14時頃	土木工事業 不詳 60～64歳	仮設物、建築物、構築物 墜落、転落	高速道路の高架橋の建設工事で、橋梁の桁のつり足場を組んでいた業者が15mの高さから墜落した。(詳細確認中)

令和5年度 建設工事関係者連絡会議開催

5月30日、神奈川労働局主催で令和5年度の建設工事関係者連絡会議が開催されました。

同会議は例年神奈川労働局が主催し、公共工事発注者及び当支部が出席して、発注者・施工者・神奈川労働局が連携しつつ、県内の建設工事における労働災害の一層の減少を図ることを目的に平成26年度から開催されているものです。出席者は神奈川労働局のほか国



土交通省、防衛省、都道府県の公共工事担当部署、高速道路支社関係、都市再生機構、鉄道会社、電力・ガス・電信電話各社となっています。会の出席にあたり、先に各副支部長・分会長宛てに発注関係者に対しての要請する意見要望を募り、下記のとおり取りまとめ、会議には池田副支部長、専務理事が出席し、文書を提出するとともに会場にて説明を行いました。

《 意見要望 》

1. 審査評価の加点対象について

建災防に加入していることを「競争入札参加資格審査」及び「相応評価方式審査」において審査評価の加点対象にするよう、国及び各発注機関においてもご検討いただきたい。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格（ISO45001）、日本産業規格（JISQ45001及びJISQ45100）を踏まえて改正した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に準拠し、建災防では建設工事現場の実態を踏まえた建設業のための労働安全衛生マネジメントシステムである「ニューコスモス」、中小企業向けの「コンパクトコスモス」を建設業独自のマネジメントシステムとして策定し、普及促進を図っています。

現に導入企業の労働災害は減少しており、都道府県、市町村ではコスモス認定取得事業場を審査評価の加点対象としている実績もあり、普及促進のためにも認定事業場を加点対象とすることを検討いただきたい。

2. 安全衛生教育の推進

建災防では建設業者間の連携を図ることを目的とした、元請に対する統括管理の教育及び下請に対する職長・安全衛生責任教育、また不安全行動の防止を目的とした建設工事従事者に対する教育、そのほか熱中症予防のための指導員・管理者に対する教育、及び墜落・転落災害の減少を目的とした、フルハーネス型墜落制止用器具、足場の組立等に係る特別教育などを行っており、本年10月から必要とされる一般建築物石綿含有建材調査者講習を一昨年から実施し、資格者の充足に努めております。

また、今年から来年にかけて、建設業で対処が必要な法改正も多く、化学物質の管理については建災防で行う安全パトロール時に指摘される現場がほとんどになっており、安全意識の向上のため、発注機関の関係者の受講も含め、関係業者への周知強化をお願いします。

また、国の委託事業として、「自然災害の復旧復興からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業」の展開など、建設業に従事するものの安全意識の向上のための事業を展開しており、発注機関の関係者の受講も含め、関係業者への周知をお願いします。

3. 建設工事現場におけるメンタルヘルス、週休2日・4週8休制への取組

建災防では過重労働などを含む高いストレス状態における人の不安全行動の関心に着目し、健康KYや建災防方式無記名ストレスチェックなどの取組を進めております。

労働時間の上限規制等、建設業における過重労働対策に関してはガイドラインの策定がされ、また、猛暑日を天候不良による作業不能日として休みとされるなど2024年度の上限規制適用を見据え、より実態にあった工期設定について御配慮いただいておりますが、労働時間の管理、短縮が求められていますので、発注時における、工期、発注条件、円滑な工事着手等により一層のご配慮をお願いします。

4. 労働災害防止のための情報の提供

建災防では労働災害防止における本質安全化を実現するツールとして、ICTの活用に取り組んでおり、労働災害防止に役立つ情報をデータベースでまとめ、ホームページで公開しています。

また、建災防神奈川支部では建設業で死亡災害が続発していることから、3つの運動「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」を、神奈川支部独自の取り組みとして展開しています。

発注者の立場においても、その運動の趣旨のご理解をいただき、好事例等が認められた場合はそれらの情報についてデータをご提供を頂くなど事例の収集にご協力いただくとともに、作業員一人一人に知らしめるべき特色のある災害が発生した場合にはそれらの情報をご提供いただきたい。



神奈川支部 令和5年度代議員会開催

～かながわ安全強靱化計画など承認～



6月2日に県建設会館において令和5年度の代議員会を開催しました。

開会にあたり、黒田支部長は年初頭に死亡災害が続き、4月に加納労働基準部長から「建設業における死亡災害防止について」と題した緊急要請の文書を受けたことを踏まえ、「そこで指摘されている事項について、県内で行うすべての事業場、現場に伝わるようしっかり発信していかねばなりません」と現状を評価し、一方で、今年が国が「第14次労働災害防止計画」を作成し、その内容を踏まえて建災防本部において、「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望」という5か年計画が策定されましたが、いずれの計画においても建設業における重点課題は、死亡などの災害の多くの割合を占める「墜落、転落型の災害」となっています。

それらの計画のスタートの年となるにあたり、神奈川支部としてはそれらに加え、これまで取り組んできた「3つの運動」をさらに広く、内容を充実して展開することを核とした「かながわ安全強靱化計画」を、あらたな支部独自の取り組みとして提案し、これまでの活動の継続性を考慮した内容について、本日も審議いただきたいと思っています。」と呼びかけました。



木塚神奈川労働局長

来賓として神奈川労働局長の木塚欽也様、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課長の高橋正樹様、(一社)全国建設業労災互助会常務理事の園田宝様にご臨席いただき、ご挨拶を賜りました。

木塚欽也神奈川労働局長は、新たにスタートする第14次労働災害防止計画について「建設業を重点業

種の一つとして、「墜落、転落災害防止対策」のほか、熱中症対策などの一層の推進を図ることとしている」とし、その他に来年4月からの時間外労働・休日労働の上限規制の適用と働き方改革の推進、



神奈川県産業労働局労働部 高橋雇用労政課長



(一社)全国建設業労災互助会 園田常務理事

解体作業時の石綿ばく露防止、神奈川労働局としての助成金等の支援などについて触れられました。

審議されたのは①令和4年度の事業報告承認に関する件、②令和4年度決算報告承認に関する件、③令和5年度の事業計画(案)承認に関する件、④令和5年度収支予算(案)承認に関する件で、提案された原案どおり承認されました。

令和4年度の事業報告で大きな特徴は、新型コロナウイルスについて行動制限等は出されなかったものの8月に感染者のピークがあり、また、建設現場で感染した1名の死亡者が出たことなどから活動を自粛する影響が残ったこと、本年10月1日以降に適用される建築物石綿含有建材調査者講習などの石綿関連講習の需要が多く、一方ではフルハーネスの特別教育などが減少したということです。

令和5年度の事業計画は、▽技能講習等の資格制度の広報活動▽法令・労働災害防止計画・労働災害防止規程の周知徹底▽現場指導等▽コスモスの推進などが中心となります。

さらに、「かながわ安全強靱化計画」を支部独自の取り組みとして本代議員会をもってスタートする提案が承認されました。

建設業における労働時間の上限規制について



来年4月1日から建設業においても労働基準法の労働時間の上限規制が適用されます。また、それに先立って、本年4月1日から中小企業における月60時間超えの時間外労働に対する割増賃金率の引上げも適用されています。今回は神奈川労働局労働基準部監督課長のご協力を得て、法制度の概要、国が行っている相談事業、助成金などについて座談会形式でお聞きしました。



事務局

本日はお忙しい中ありがとうございます。いよいよ適用まで1年を切った建設業の時間外労働の上限規制について整理していききたいと思います。まず、法律条文についてどういった規制になるのでしょうか。

呷崎監督課長

労働基準法第32条では、労働時間は1日8時間、1週間40時間を超えないよう定められています。さらに同法第36条では、労使協定（36協定）を労働基準監督署に届出することにより、この32条で定めた時間を延長することができると定められています。基本的にはこの36協定を届出しないと時間外労働、休日労働をさせてはなりません。**来年4月1日から、建設業にもこの36協定により延長できる労働時間に上限時間が適用される**ということになります。

事務局

具体的な上限時間はどのくらいでしょうか。

呷崎監督課長

36協定の時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

事務局

月に45時間の中には**土曜などの出勤時間**も含まれるんですね。

呷崎監督課長

例えば1日の所定労働時間が8時間の場合などでは週6日の出勤で40時間を超えますので、超えた分は時間外労働となり、**45時間のカウントに入ります**。ただし、土曜と日曜両方働く場合に法定休日労働となる日の労働時間や、変形労働時間制により所定労働時間として設定されている時間はカウントには入りません。

事務局

現状、**週2日閉所していない現場**ですと、その日数、月に4日とすれば、それで32時間時間外が行われたことになり、月に残り13時間しか**5時以降残業できない**わけですね。

呷崎監督課長

1日の所定労働時間にもよりますが、所定労働時間が8時間で、毎週の土曜出勤（週6日勤務）を行っている場合ですと、毎日の時間外労働をかなり限定的に管理していく必要があると思われます。

事務局

従来の実態ではかなり苦しいことがうかがえますね、建設現場では施主の都合などで**工事が止まったり、材料が来ないなど、想定外の事態**が多く考えられます。そういった際の対応に関しての条件についてはどうなっているのでしょうか。

呷崎監督課長

36協定に、臨時的な特別の事情について、特別条項という形で先ほどの上限時間を超える定めをすることができます。

この特別条項にもいくつかの条件がありますので、下の表を見てください。

▽時間外労働 **年720時間以内**
▽時間外労働+休日労働が**月100時間未満**
▽時間外労働+休日労働の平均※が

月80時間以内
（※2～6か月平均がすべて80時間/月）
▽時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月が限度**

事務局

この表によると、急場においては月に99時間まではできるようですが、その場合には平均で80時間にしないといけませんので、翌月は60時間までしかできないということですね。

この上限時間に意味合いはあるのでしょうか。

呷崎監督課長

脳・心臓疾患の労災認定基準では、週40時間を超える時間外労働・休日労働が月100時間超又は2から6か月平均で月80時間超の場合には、業務と発症との関連性が強いとされています。

このような観点から設定された時間であり、連続して行われる時間外労働・休日労働の時間管理も大切です。

事務局

月100時間だとどれくらいできるのかと考えると、25日ある月だと毎日4時間、夜9時までの残業ができる、あるいは土曜全出勤と考えると32時間除かれるので68時間、毎日2時間、夜7時ごろまで残業ができるとい

うことですね。

ただし、そうすると翌月が相当厳しい、1か月で臨時の状態が解消できないなら、**80時間上限と考える必要**がありますね。

呷崎監督課長

臨時的な特別の事情がある場合であっても、80時間以内となるような管理をして、できれば45時間以下となるよう努めていただきたいと思います。

事務局

災害の復旧の関係する工事についても上限の例外があるようですね、なにか定義があるのでしょうか。

呷崎監督課長

災害の復旧・復興の事業とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となります。

災害の復旧・復興の事業に関しては月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されませんが、**年間720時間と月45時間を超えることができる年6か月という限度は適用されます。**

事務局

当然のことながら、上限時間を守らなかった場合に**罰則**があるのでしょうか。

呷崎監督課長

労働基準法には罰則が定められています。上限規制に係る違反については6か月以下の懲役または30万円以下の罰金刑が科せられるおそれがあります。

事務局

全国的に見て事例はあるのでしょうか

呷崎監督課長

現場責任者である労働者に対して違法な時間外労働を行かせたとして、建設会社とその代表者等を労働基準法第32条で送検した事例があります。

このケースでは、時間外労働時間が36協定で定めた限度を超えていることを監督官が指導したものの、その後改善が認められなかったため送検に踏み切ったものです。

事務局

今年度から、**働き方改革推進支援助成金に適用猶予業種等対応コース（建設業）**が設け

られたようですが、どのような事業主が対象となりますか

呷崎監督課長

申請時に、
① 36協定の延長時間が月60時間を超えている、又は
② 36協定があり所定休日が4週当たり4日から7日である、中小企業の事業主となります。（年5日の年次有給休暇の取得について就業規則等を整備しておく必要もあります）

事務局

どのような取組が助成対象でしょうか

呷崎監督課長

①の事業場で36協定の延長時間をより短く設定、
②の事業場で休日を増加に取り組み場合に、**労働能率の増進に資する設備や機器の導入などの費用について、3/4（一定の場合4/5）又は上限額を助成する**というものです。

詳しくは、右欄のHP（説明動画あり）をご参照いただき、活用を御検討いただける場合には働き方改革推進支援センターに御相談ください（国の予算額に制約されるため11月30日以前に受付が締め切られる場合がありますので、早めに御検討ください）

事務局

今後は、どのように取り組んでいくのでしょうか

呷崎監督課長

建設業においては、発注者による工期の設定、施工時期の集中などがあり、施工業者である建設業者の努力のみで働き方改革を実現するのは、難しい場合もあると考えられます。

このような認識のもと、神奈川労働局では国土交通省や県、政令市、関係団体、工事発注者を構成員とする「**神奈川県建設業関係労働時間削減推進協議会**」の会議を令和5年6月6日に開催し、建設業の上限規制適用に係る周知に加え、発注者における建設業の働き方改革のための取組促進について協議を行ったところです。

今後は、**県内各地の発注機関、関係団体等から構成される協議の場を設け、建設業の働き方改革に向けた意識共有や取組促進を、地区レベルで更に丁寧に図っていくこと**により、発注者も含めた神奈川県全体の建設業における働き方改革のさらなる促進を図りたいと考えています。



～相談・情報収集～

○**上限規制適用の詳細を確認するなら**→

《時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務ページ》



○**建設業における働き方改革の取り組み事例**

を見るなら→
《働き方改革特設サイト（建設業）》



○**建設業における労働時間の削減など働き方**

改革のご相談は→
《建設業・情報サービス専用の総合相談窓口（厚生労働省委託事業）》



●**神奈川働き方改革推進支援センター**

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応しています。

相談（電話・来所・メール・企業への訪問）・セミナーの開催
所在地 〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80
神奈川中小企業センタービル12階
開所時間 平日9:00～17:00※年末年始を除く。
電話 0120-910-090



～建設事業主等に対する助成金～

◆**業務改善助成金 通常コース**

事業場内における最低賃金額が時間額1,101円以下である中小企業事業者が、時間額30円以上引き上げる場合に、設備や機器の導入などの費用について、**3/4（一定の場合4/5）又は上限額を助成する制度**です。

（上記1,101円は現神奈川県最低賃金額（1,071円）が改正され発効するまでの金額です。）

活用をご検討の場合、制度や要件に係るお問い合わせはコールセンター（0120-366-440）へ、

取組に係る各種ご相談は働き方改革推進支援センターへ、申請は神奈川労働局雇用環境均等部企画課へお願いいたします。

◆**働き方改革推進支援助成金**

適用猶予業種等対応コース（建設業）

助成対象：以下の成果目標から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施していること。

①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。

②すべての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させること。

助成額：以上の成果目標の達成状況に応じて助成対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給します。

窓口は神奈川労働局雇用環境均等部企画課 電話 045-211-7357
※裏表紙、事務局だよりに続きます。

